

国保・年金

年末調整・確定申告まで
大切に保管を

◆社会保険料（国民年金保
険料）控除証明書の通知

国民年金保険料は、所得税および市県民税の申告において全額社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際にはこの証明書（または領収書）を添付してください。

また、10月1日～12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納付された人には、翌年の2月上旬に送付されます。なお、ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができます。

控除証明書の照会は、はがきに表示されている番号へお問い合わせください。

【証明書専用ナビダイヤル】

☎0570-0581555

（平成28年3月15日（火）まで）。

※通話料金は、一般の固定電話の場合、市内通話料金で利用可。※携帯電話の場合は通常の通話料金。※IP電話（☎03-6700-1144）料金は通常の通話料金。

年金相談所を開設

社会保険労務士による年金に関する相談所を開設します。

国民年金、厚生年金に関することや、年金請求手続き、加入記録の確認、そのほか制度に関することなどご相談ください。

【開】11月26日（木）・午前10時～午後3時15分（相談は一人30分間）。
【場】市役所附属棟2階25会議室。
【定】8人。

【申】11月10日（火）までに左記まで（先着順）。

※申し込み時に、基礎年金番号の分かるものを用意ください。

※国民年金保険料免除制度のご相談や申請は、市国保年金課および各支所で随時行っています。

【問】国保年金課高齢者医療年金班（☎内線288）。

11月30日は納期限です
国民健康保険税
後期高齢者医療保険料
介護保険料

11月30日（月）は、介護保険料第4期・国民健康保険税・後期高齢者保険料第5期の納期限です。納め忘れのないようにお願いします。納付が困難な場合はそのままにせず、下記窓口で相談してください。

【問】【国民健康保険税について】国保年金課資格保険税班（☎内線281～284）。【後期高齢者医療保険料について】国保年金課高齢者医療年金班（☎内線289）。【介護保険料について】介護保険課介護保険班（☎内線213）。

所得申告用「国民健康保険税・
後期高齢者医療保険料及び
介護保険料の納付額」の通知

「平成27年中に納めた国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料のお知らせ」

を来年1月下旬に郵送します。

この通知には平成27年1月～12月末までに納付した金額が記載されています。

なお、年末調整を行う人は、各課窓口で随時発行しますので申し出ください。

年金から特別徴収されている人は、1月下旬に送付予定の公的年金などの源泉徴収票に記載されています。

【問】国保年金課資格保険税班（☎内線281～284）、国保年金課高齢者医療年金班（☎内線288・289）介護保険課介護保険班（☎内線212・213）。

「扶養親族等申告書」は
期限までに提出を

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされます。（障害年金・遺族年金は課税されません）。

課税対象となる受給者は、毎年10月中旬に日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、提出期限である12月1日（火）までに提出してください。

【例】65歳未満（年金額が108万円以上）、65歳以上（年金額が158万円以上）。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。

※年金以外の収入がある人は確定申告が必要です。

【問】「ねんきんダイヤル」（☎0570-051165）、船

橋年金事務所（☎04714241881）。

都市

印西市被災者住宅再建資金
利子補給金制度

市では、千葉県と共に東北地方太平洋沖地震の被災者が住宅再建のために一定額の資金を金融機関から借り入れた場合、その利子の一部を利子支払い開始日から5年間補給する補助金制度の運用を行ってきました。

市では引き続き制度を運用していきますのでご利用を検討ください。利子補給の対象となる建物や申込者については条件があります。また申し込みや融資実行に期限があるのでご注意ください。

【問】建築指導課住宅班（☎内線776）。

開発行為・建築行為には
事前に許可を

市街化調整区域内で開発行為や建築行為をする場合、事前に許可を得なければならないことをご存じですか。

現在、市の区域は「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分（線引き）されています。

市街化区域は、市街化を促進する区域として、また、市街化調整区域は開発行為や建築行為を抑制する区域として、市の都市計画の中で定められています。

このため、市街化調整区域内には原則として建築物を建築することができないことになっています。

建築が可能になる場合は、一定の要件に該当し、事前に印西市長の許可が必要です。

人と動物が幸せになる社会を

11月は「動物による危害防止対策強化月間」です。次のことに注意して、動物による事故や迷惑を防止しましょう。

▼人が犬にかまれる事故が、平成26年度は県内で145件発生しました。飼い犬が人をかんだ時は保健所へ届け出し、かんだ犬が狂犬病の疑いがないかどうか獣医師の検診をうけさせ、子犬の時から、事故を起こさないようしつけ、飼い方をするのが重要です。

▼犬の登録と年1回の狂犬病予防接種は法律に定められた飼い主の義務です。

▼猫は屋内で飼いまししょう。ふん尿や鳴き声による被害を防止でき、感染症や交通事故などの危険から猫を守ることができます。

▼犬猫合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届出が必要です。（91日齢未満の犬猫を除く）

▼一部のサル、ヘビなどの特定動物を飼う場合は、あ

らかじめ保健所長の許可が必要です。

▼ペットがいなくなったらすぐ探し保健所、警察、動物愛護センターに電話などで届け出ましょう。また、迷子札をつける、動物病院で「マイクロチップ」を装着するなどして、飼い主がわかるようにしましょう。

▼動物は責任をもって最後まで面倒をみましょう。やむを得ない事情で飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。

▼動物愛護センターでは、定期的に「犬の飼い方・しつけ方教室」を開催しています。また、動物愛護やしつけ方、動物由来感染症などについて、学校、地域の勉強会に講師を派遣します。

【問】印旛健康福祉センター・印旛保健所生活衛生課（☎043-483-1137）、千葉県動物愛護センター（☎0571-1）、【動物のしつけなどに関するご相談】（※千葉県動物保護管理協会）（☎043-21417814）。

11月9日（月）～15日（日）
秋の火災予防運動にご協力を

今年も、11月9日～15日までの一週間は『もういいかい 火を消すまでは まあだだよ』を全国統一防災標語として秋季火災予防運動が実施されます。火災が発生しやすい時季を迎えますので、火気の取り扱いには注意しましょう。
【問】防災課防災班（☎内線454）。

J-ALERT（アラート）の
全国一斉緊急情報伝達試験

市では、地震や武力攻撃などの災害時に全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって国から送られてくる緊急情報を、さまざまな情報伝達手段を用いて確実にみなさんへ伝えるため、市の防災行政無線や防災メールなどで情報伝達試験を行います。

【時】11月25日（水）・午前11時。

【内】市が実施する試験は、①防災行政無線の放送、②防災メール、防災ツイッター、防災ホームページ、ケーブルテレビ。

印西市以外の地域でも、全国的にさまざまな情報伝達手段で試験が行われます。

※J-ALERTとは、地震・津波や武力攻撃などの災害時に国から送られてくる緊急情報を人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステムです。

【問】防災課防災班（☎内線452）。



▲動作確認のため「防災行政無線」が流れます